

令和6年2月定例会 提出議案（概要）

- 議案第30号
北九州市事務分掌条例の一部改正について

総 務 局

総務局にかかる議案について

議案第30号 「北九州市事務分掌条例の一部改正について」

1 議案提出理由

令和6年4月1日付け組織改正において、市長公室等を新設するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

現 行	改 正 後
<p><u>市政変革推進室</u></p> <p>(1) <u>行財政改革に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p><u>秘書室</u></p> <p>(1) <u>秘書及び渉外に関する事項</u></p> <p><u>広報室</u></p> <p>(1) <u>広報に関する事項</u></p> <p><u>企画調整局</u></p> <p>(1) <u>重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市の長期総合計画に関する事項</u></p> <p><u>総務局</u></p> <p>(1) <u>議会及び市の行政一般に関する事項</u></p> <p>(2) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文書に関する事項</u></p>	<p><u>市長公室</u></p> <p>(1) <u>秘書及び渉外に関する事項</u></p> <p>(2) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(3) <u>重要事項の企画立案及び調査に関する事項</u></p> <p><u>政策局</u></p> <p>(1) <u>重要事項の計画及び総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市の長期総合計画に関する事項</u></p> <p><u>総務市民局</u></p> <p>(1) <u>議会及び市の行政一般に関する事項</u></p> <p>(2) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文書に関する事項</u></p> <p>(4) <u>市民の生活に関する事項</u></p>

<p>(4) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他の主管に属しない事項</u></p> <p><u>財政局</u></p> <p>(1) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市税及び市税に係る税外収入に係る事項</u></p> <p><u>市民文化スポーツ局</u></p> <p>(1) <u>市民の生活に関する事項</u></p> <p>(2) <u>文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p><u>産業経済局</u></p> <p>(1) <u>商工、観光、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学術振興に関する事項</u></p> <p><u>建設局</u></p> <p>(1) <u>道路その他土木に関する事項</u></p> <p><u>建築都市局</u></p> <p>(1) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住宅及び建築に関する事項</u></p>	<p>(5) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他の主管に属しない事項</u></p> <p><u>財政・変革局</u></p> <p>(1) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市税及び市税に係る税外収入に係る事項</u></p> <p>(3) <u>市政変革に関する事項</u></p> <p>(4) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p><u>産業経済局</u></p> <p>(1) <u>商工、貿易並びに農林及び畜水産に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学術振興に関する事項</u></p> <p><u>都市ブランド創造局</u></p> <p>(1) <u>都市ブランドの向上に関する事項</u></p> <p>(2) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p><u>都市戦略局</u></p> <p>(1) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住宅政策及び建築指導に関する事項</u></p> <p><u>都市整備局</u></p> <p>(1) <u>道路その他土木に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住宅及び建築に関する事項（他局の所管に属するものを除く。）</u></p>
--	---

3 施行期日

令和6年4月1日 ※同日付けで組織改正を行うため

令和6年4月1日付 組織改正について

経済社会情勢の変化に対し、柔軟で機動的かつ横断的な政策展開を行う「挑戦する市役所」を実現するため、組織体制の見直しを行う。

1 市長公室の新設

北九州市を取り巻く環境の変化に対し、機動的かつ横断的な事業展開を行うための政策立案体制の強化を図るとともに、情報を戦略的に発信するための体制強化に向けて「市長公室」を新設する。

2 政策局の新設

各部局にわたる組織横断的な重要政策の実現に向け、総合調整を担う「政策局」を新設する。

3 総務市民局の新設

市民の幅広い声を有機的に行政組織に反映させるため、各部局を総括する総務部門と市民の生活基盤である地域や暮らしの安全・安心を支える部門等を統合し、「総務市民局」を新設する。

4 財政・変革局の新設

社会課題を解決するための行財政運営を着実に進めるとともに、市政変革の取り組みを加速化し、まちの成長に寄与する事業展開に向けた財源を確保するため、財政局と市政変革推進室を統合し、「財政・変革局」を新設する。

5 都市ブランド創造局の新設

まちに潤いや活力を与える賑わいを創出するため、観光資源の磨き上げや大規模イベントの誘致、文化芸術・スポーツの振興などを一体的に推進するとともに、北九州市の持つ多彩な魅力や強みを活かし、都市ブランドの向上を促進するため、「都市ブランド創造局」を新設する。

6 都市戦略局の新設

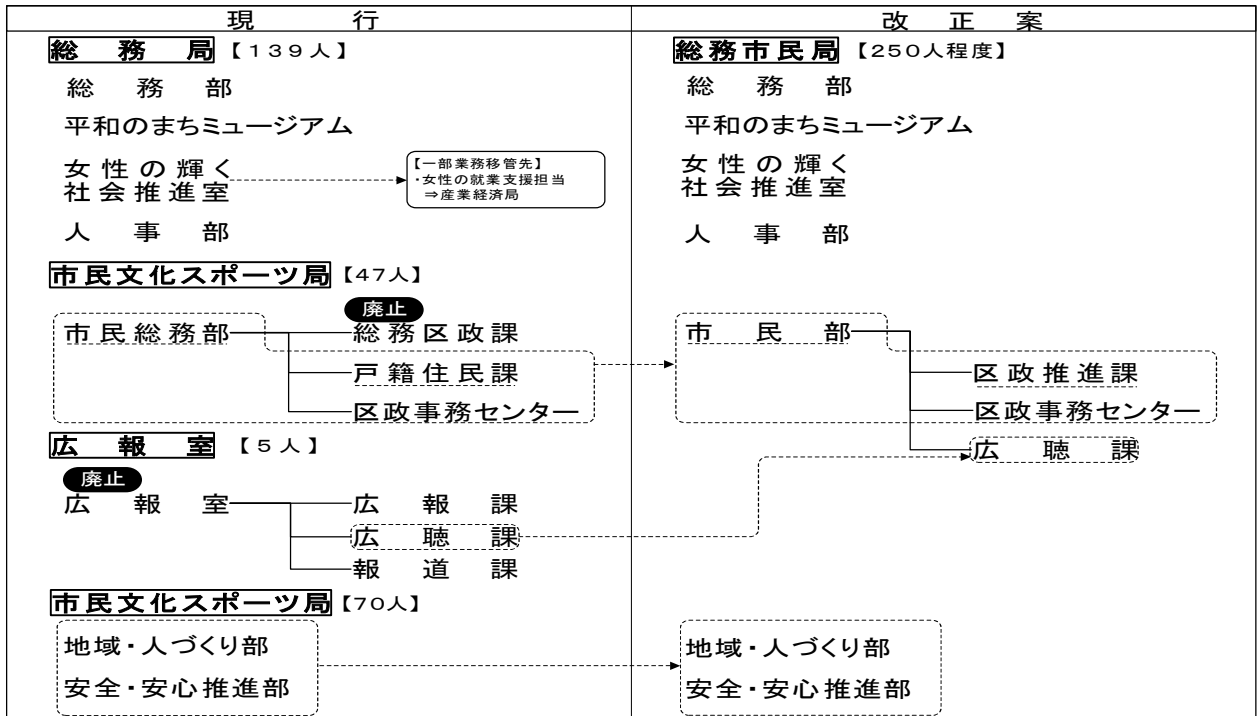
都市の魅力や価値の向上による人の流れを創出するため、まちづくり(都市づくり)の戦略的な企画・計画を担う「都市戦略局」を新設する。

7 都市整備局の新設

公共施設の老朽化対策の強化、社会インフラの長寿命化に向けた点検・工事の推進などにより、都市基盤・施設の整備・維持に取り組み、持続可能で安全・安心なまちづくりを進めるため、「都市整備局」を新設する。

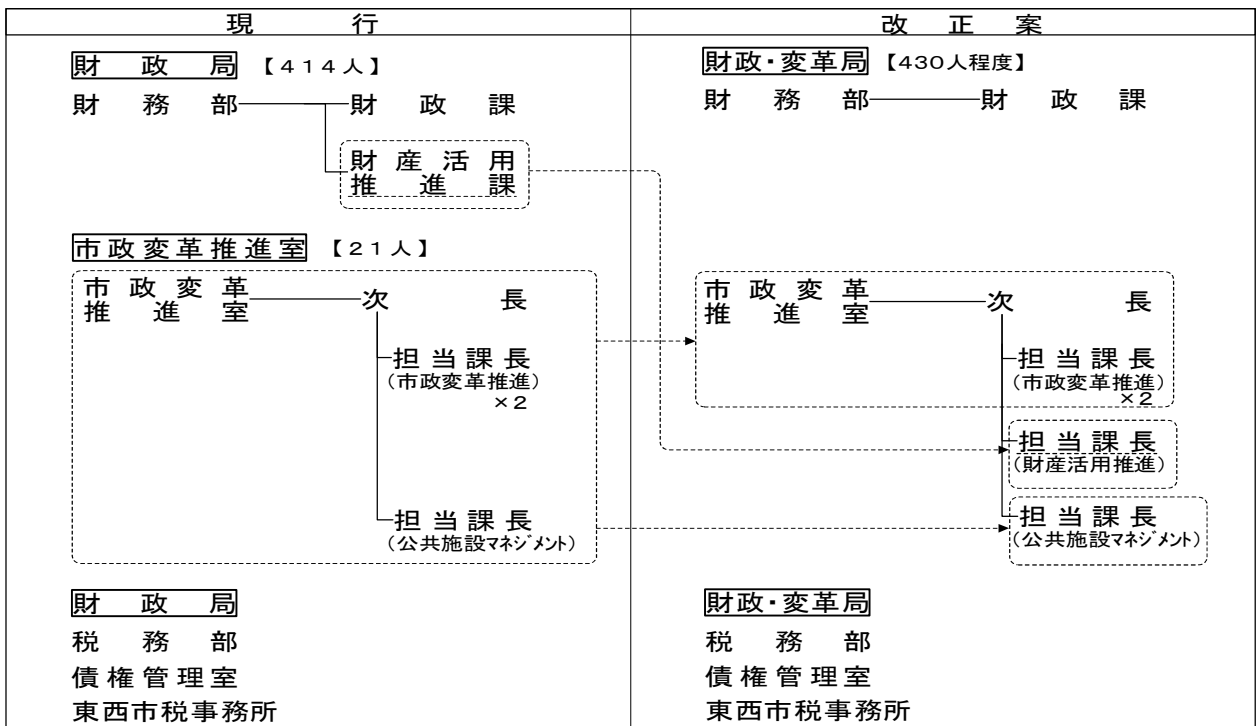
3 総務市民局の新設

市民の幅広い声を有機的に行政組織に反映させるため、各部局を総括する総務部門と市民の生活基盤である地域や暮らしの安全・安心を支える部門等を統合し、「総務市民局」を新設する。



4 財政・変革局の新設

社会課題を解決するための行財政運営を着実に進めるとともに、市政変革の取り組みを加速化し、まちの成長に寄与する事業展開に向けた財源を確保するため、財政局と市政変革推進室を統合し、「財政・変革局」を新設する。



5 都市ブランド創造局の新設

まちに潤いや活力を与える賑わいを創出するため、観光資源の磨き上げや大規模イベントの誘致、生活を豊かにする文化芸術・スポーツの振興などを一体的に推進するとともに、北九州市の持つ多彩な魅力や強みを活かし、都市ブランドの向上を促進するため、「都市ブランド創造局」を新設する。

現 行	改 正 案
市民文化スポーツ局 【40人】 文 化 部 文化企画課 長崎街道木屋瀬宿記念館 産業経済局 【45人】 観 光 部 観 光 課 MICE推進課 門司港レトロ課 市民文化スポーツ局 【74人】 スポーツ部—スポーツ振興課 国際スポーツ大会推進室 美 術 館 自然史・歴史博物館 子ども家庭局 【14人】 科 学 館 市民文化スポーツ局 【20人】 松本清張記念館 文 学 館 漫画ミュージアム	新設 都市ブランド創造局 【200人程度】 新設 総務文化部—総務課 文化企画課 長崎街道木屋瀬宿記念館 観光にぎわい部—観 光 課 MICE・エンターテインメント課 門司港レトロ課 スポーツ部—スポーツ振興課 美 術 館 自然史・歴史博物館 科 学 館 松本清張記念館 文 学 館 漫画ミュージアム

6 都市戦略局の新設

土地の利用規制の見直しや積極的な民間投資の呼び込みによるインフラ整備を促進し、魅力的な街並みや多様なライフスタイルに応える住環境等を整備することにより、都市の魅力や価値の向上による人の流れを創出するため、まちづくり(都市づくり)の戦略的な企画・計画を担う「都市戦略局」を新設する。

現 行	改 正 案
建築都市局 【164人】 総 務 部 総務課 都市景観課 計 画 部 指 導 部 都 市 再 生 推 進 部 都市再生企画課 事業推進課 空き家活用推進課 折尾総合整備事務所 住 宅 部 建 築 部 設 備 部 都市整備局へ移管 【住宅部】 ・住宅政策に係る事業は 都市戦略局住まい支援室へ移管 建設局 【13人】 公園緑地部 公園管理課 緑政課 みどり・公園整備課 企画調整局 【4人】 企画政策部—企 画 課 担当課長 (プロジェクト推進)	都市戦略局 【180人程度】 総務政策部—総務課 住まい支援室 計 画 部 指 導 部 都 市 再 生 推 進 部 都市再生企画課 緑政課 事業推進課 空き家活用推進課 担当課長 (プロジェクト推進)

7 都市整備局の新設

公共施設の老朽化対策の強化、社会インフラの長寿命化に向けた点検・工事の推進などにより、都市基盤・施設の整備・維持に取り組み、持続可能で安全・安心なまちづくりを進めるため、「都市整備局」を新設する。

